



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社アゴラ・ホスピタリティー・グループ
代表者名 代表取締役社長 リム・キム・リン
(コード：9704、東証第1部)
問合せ先 取締役CFO 佐藤 暢樹
(TEL. 03-3436-1860)

子会社株式の一部譲渡に関するお知らせ

当社は、本日「未解決となっていた改善措置に関する終了及び改善措置に係る一連の取引による特別利益の計上のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、未解決となっていた改善措置を完了させるため、本日開催の取締役会において、当社連結子会社であり、霊園事業の運営会社である Supreme Team Sdn. Bhd. (以下 Supreme Team 社) の株式の一部を譲渡することを決議し、併せて株式譲渡契約を締結致しましたのでお知らせいたします。

記

1. 子会社株式の一部譲渡および補償金の受領の理由

当社は、平成 28 年 12 月 16 日付「未解決となっていた改善措置に係る合意に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、改善項目のうち未解決であった(3)オーナーシップの問題に関して、ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッド(以下、「FEGA社」と言います。)が保有する当社株式の約 10%と当社連結子会社であり、霊園事業の運営会社である Supreme Team 社の株式の株式約 10%とを交換することにより、ファー・イースト・グループが保有する当社株式の保有比率を 51%から 41%に引き下げることを目的に、Supreme Team 社の株式の一部譲渡を本日開催の取締役会にて決議致しました。

本決議に係る取引については平成 29 年 5 月 15 日(予定)に、市場外取引において、当社 79 回定時株主総会開催日前日である平成 29 年 3 月 28 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の最終価格 37 円で、FEGA社より当社自己株式 27,587,893 の取得を行い、これと同時に、当社子会社であり、霊園事業の運営会社である Supreme Team 社の株式の一部を当社子会社を通じ金銭を対価としてFEGA社に売却いたします。なお、自己株取得費用と本件株式譲渡対価を相殺することで決済するため、上記取引による金銭の授受は生じません。

2. 子会社（Supreme Team 社）の概要

(1) 名 称	Supreme Team Sdn. Bhd.			
(2) 所 在 地	31st Fl. Menara May No.7 Jalan Munshi Abdullah, KL, Malaysia			
(3) 代表者の役職・氏名	取締役 ホーン・チョン・タ			
(4) 事 業 内 容	純粋持株会社			
(5) 資 本 金	250 千リンギット			
(6) 設 立 年 月 日	2003 年 11 月 20 日			
(7) 大株主及び持株比率	Easybuild Limited 70% Layar Hajat Sdn. Bhd. 30%			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	Easybuild Limited は当社が 100%株式を保有する Beauty Spring International Limited の 100%子会社であります。 Layar Hajat Sdn. Bhd.は当社が 100%株式を保有する Concept Assets Limited の 100%子会社であります。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
(9) 当該会社の最近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態				
	決算期	平成 28 年 12 期	平成 27 年 12 期	平成 26 年 12 期
連 結 純 資 産		21,620 千リンギット	18,869 千リンギット	15,900 千リンギット
連 結 総 資 産		43,899 千リンギット	39,525 千リンギット	36,690 千リンギット
1 株 当 た り 連 結 純 資 産		86.48 リンギット	75.47 リンギット	63.60 リンギット
連 結 売 上 高		18,625 千リンギット	23,925 千リンギット	23,801 千リンギット
連 結 営 業 利 益		3,575 千リンギット	4,023 千リンギット	4,659 千リンギット
連 結 経 常 利 益		3,572 千リンギット	4,019 千リンギット	4,648 千リンギット
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		2,750 千リンギット	4,019 千リンギット	3,479 千リンギット
1 株 当 た り 連 結 当 期 純 利 益		11.00 リンギット	16.07 リンギット	13.91 リンギット

1 株当たり配当金	—	—	—
-----------	---	---	---

3. 株式譲渡の相手先の概要

(1) 名 称	ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッド		
(2) 所 在 地	P.O. Box 31119 Grand Pavilion, Hibiscus Way 802 West Bay Road, Grand Cayman, KY1-1205, Cayman Islands		
(3) 代表者の役職・氏名	取締役 デビッド・チュウ		
(4) 事 業 内 容	投資		
(5) 資 本 金	39,080,942 米ドル		
(6) 設 立 年 月 日	1997 年 6 月 6 日		
(7) 純 資 産	37,843,849 米ドル		
(8) 総 資 産	143,189,466 米ドル		
(9) 大株主及び持株比率	Asia Land Limited	74.41%	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	資 本 関 係	当社の株式の 110,683 千株（議決権比率 40.13%）を間接的に保有している実質第 1 位株主であるほか、他社を通じて保有している議決権の割合が 50% 超であるため、当社の親会社に該当いたします。	
	人 的 関 係	同社と当社との関係は、同社の投資活動による当社株式の保有という資本関係の他、取締役 1 名の派遣をうけております。事業上の取引関係はございません。	
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は当社の親会社にあたり、関連当事者に該当します。	

(注) 本日付にて開示いたしました「特定の株主からの自己株式取得に関するお知らせ（続報）」に記載の当社自己株式の取得によってファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッドが当社の親会社に該当しなくなります。

4. 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

(1) 譲渡前の所有株式数	250,000 株 (議決権の数：250,000 個) (議決権所有割合：100. 0%)
(2) 譲 渡 株 式 数	18,165 株 (議決権の数：18,165 個) ※平成 29 年 3 月 28 日現在の三菱東京 UFJ 銀行公表のドルから円

	への換算相場 (TTM) 110.77 円で計算しております。
(3) 譲渡価額	753,374 千円 ※平成 29 年 3 月 28 日現在の三菱東京 UFJ 銀行公表のドルから円への換算相場 (TTM) 110.77 円で計算しております。
(4) 譲渡後の所有株式数	231,835 株 (議決権の数 : 231,835 個) (議決権所有割合 : 92. 7%)

5. 日程

(1) 合意日	平成 28 年 12 月 28 日
(2) 株主総会決議日	平成 29 年 3 月 29 日
(3) 取締役会決議日	平成 29 年 5 月 15 日
(4) 契約締結日	平成 29 年 5 月 15 日
(5) 譲渡期日	平成 29 年 5 月 15 日 (予定)

6. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性

本子会社株式の一部譲渡においては、ファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッドへの譲渡が予定されておりますが、同社は株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 441 条の 2 に定める支配株主その他施行規則で定める者に該当します。

当社は、本子会社株式の一部譲渡はファー・イースト・グローバル・アジア・リミテッドとの相対取引により行うものであり、改善措置のうち (3) オーナーシップの問題の解決することを主たる目的として実施されることを確認し、かつ、取引手法やその譲渡価額の適切性について十分な審議を行い、平成 29 年 5 月 15 日付開催の取締役会にて、当該支配株主と利害関係のない取締役 5 名及び監査役 2 名 (うち社外監査役 1 名) が参加の上、以下の内容を考慮して十分な審議を行い、決議に参加した取締役の全員一致により本子会社株式の一部譲渡の実施に関する決議を行いました。

(2) 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況について

当社が平成 28 年 9 月 29 日に開示いたしましたコーポレート・ガバナンスに関する報告書において示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引の適合状況は以下のとおりです。同指針では、「当社では、現在、支配株主等との間取引はなく、コーポレート・ガバナンスの観点から、支配株主等が当社に対し大きな影響を与える特別な関係にはありません。今後、取引が発生した場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件で実施するとともに、当社取締役会での審議を経たうえ、他の株主の利益を保護するよう適切に対応することとします。」と記載しております。

本子会社株式の一部譲渡を決議するにあたって、当社は、下記「(3) 公正性を担保するための措置

及び利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載の措置を実施しており、また下記「(4) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」記載のとおり、当社独立役員である社外監査役遠藤新治氏から少数株主にとって不利益でない旨の意見書を受領しており、かかる対応は上記指針に適合していると考えております。

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、公正性を担保するための措置として、当社又は関係人の利害関係の無い外部の第三者である鑑定会社による平成 28 年 12 月 31 日現在における DCF 法による鑑定評価書を取得いたしました。なお、前提とした財務予測 (33 年間) において、大幅な増減益を見込んでいる年度はございません。また、今回の譲渡価額による取引においては、第三者の鑑定評価書を基礎として、社内で十分な検討を行ったところ、今回の当該鑑定評価額および譲渡価格は当社の帳簿価格を大幅に上回るものであることから、少数株主の皆様のご利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本件譲渡を行うことが妥当であると判断いたしました。

当社は、なお、利益相反を回避するため、本霊園事業の一部譲渡の相手方となる予定であるファー・イースト・グループ役員である当社取締役ウィニー・チュウ・ウィン クワン氏、クラレンス・ウォン・カン・イェン氏および当社監査役チェン・ワイハン・ボズウエル氏の各氏は、特別利害関係人に該当するため、当社の立場において、上記平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会を含め、本子会社株式の一部譲渡に関する審議・検討手続には一切参加しておりません。

(4) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

さらに、当社は独立役員である社外監査役遠藤新治氏から、「(a) 本子会社株式の一部譲渡は、改善措置のうちオーナーシップの問題の解決することを主たる目的として実施され、特定株主比率の引き下げるとともに資本と経営の健全な分離をより進めることを目的として行われるものの一環であると認められ、その目的は正当であり、(b) 本子会社株式の一部譲渡に係る交渉・意思決定過程の手続は利益相反回避措置がとられ、手続は公正であると認められ、(c) これら一連の取引は会計基準に照らして、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しており、(d) 霊園事業株式会社については、外部の第三者である鑑定会社による 2016 年 12 月 31 日時点の鑑定評価において、3,099,549 千円(122,222 千リンギット、2017 年 3 月末レート換算 25.36 円/リンギット)と評価されている。今回の一部譲渡は、霊園事業株式の 7.2663%を譲渡するもので、当該評価に基づく評価額は 225,222 千円となること、今回の譲渡価額は 753,374 千円とされている。また、当社における霊園事業株式の 2017 年 3 月末時点の帳簿価格は 1,901,160 千円(Supreme Team 社の株式を 30%保有している当社連結子会社である Laya Hajat Sdn. Bhd.の所有する霊園事業株式を 103,560 千円と評価した場合)で、今回の譲渡割合では 138,143 千円に相当するところ、今回の譲渡価格は当社の帳簿価格を大幅に上回るものであることから、その価格は妥当であり、(e) 上記(a)ないし(d)に加えて、2016 年 9 月 29 日に当社が開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書に定める指針に沿って意思決定がなされており、本子会社株式の一部譲渡は、当社の少数株主にとって不利益なものではない。」旨の意見書を受領しております。したがって、本子会社株式の一部譲渡の実施は当社の少数株主にとって不利益ではないと判

断しております。

7. 今後の見通し

子会社株式の一部譲渡に係る譲渡益について、平成 29 年 12 月期第 2 四半期の個別財務諸表において特別利益として 566 百万円を計上し、連結財務諸表においては、同額を資本剰余金として計上する見込みです。

なお、現時点における当社の通期連結業績予想は、上記子会社株式の一部譲渡に係る取引の手数料等の費用の計上を勘案し現在精査中であり、開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以上